

公益目的事業内容の変更(H24. 6. 6)

●変更内容

公益目的事業のうち「緊急雇用創出事業を廃止し、子育て支援事業「おおきくなあれ」を新規に開始します。

●子育て支援事業「おおきくなあれ」

市の基本保育だけでは賄えない部分の子育て支援について、高齢者が経験を生かして取り組み、就業機会の拡大を図ります。より多くの高齢者に就業機会を提供するため、当法人でサービス提供に必要な知識を習得する講習会を実施します。保育士等の経験者、講習修了者が就業する以外は、一般的な受託事業と同様の事業です。

公益目的事業内容の変更(H24. 11. 22)

●変更内容

「緊急雇用創出事業」について、陸前高田市から受託が見込まれることとなったため、実施します。

●緊急雇用創出事業

高齢者のうち失業者等の緊急かつ臨時的な就業の機会の確保のため、当市の緊急雇用創出事業を受託して、当センターが有する仕事内容、安全衛生に精通したリーダーと成り得る人材やノウハウを活用し、広く失業者を新規会員として雇用し、雇用の創出に取り組みます。事業の対象者が新規会員である以外は、一般的な受託事業と同様の事業です。

定款変更(H25. 5. 27)

●変更理由

有料の職業紹介事業を行うことができるようにするため、及び理事の定数を増員するためです。

●変更内容

定款の一部変更部分の新旧対照表

変更後	変更前
<p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨時かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、<u>職業紹介事業</u>又は一般労働者派遣事業を行うこと。</p> <p>(3) ～(6) (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) 理事 <u>3名以上15名以内</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>附則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>この定款は、平成25年5月27日</u> <u>日から施行する。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨時かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、<u>無料の職業紹介事業</u>又は一般労働者派遣事業を行うこと。</p> <p>(3) ～(6) (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) 理事 <u>3名以上10名以内</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>附則</p> <p>1～3 (略)</p>

公益目的事業内容の変更(H25. 5. 27)

●変更内容

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により、シルバー人材センターにおいて有料の職業紹介事業を業務として行うことができることとなったため、平成26年4月1日から実施するものです。

●職業紹介事業

高齢者の就業機会の確保のため、仕事の求人開拓や情報収集し、希望する高齢者に紹介します。

公益目的事業内容の変更(H25. 6. 7)

●変更内容

シニアワークプログラム地域事業について、社団法人岩手県シルバー人材センター連合会から受託及び共同実施が見込まれることとなったため、実施するものです。

●シニアワークプログラム地域事業

就職を希望する高年齢者（55歳以上）の雇用・就業の実現を図るため、主に短時間雇用を前提とした技能講習を開催するとともに、一貫した就職支援を行います。